

❖ 高額医療・高額介護合算療養費制度 ❖

対象の方へお知らせを送付しています

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の自己負担が高額になる場合の負担を軽減する制度です。医療保険と介護保険の自己負担を合算し、基準額を超えた場合に、超えた金額が支給されます。

平成30年度の支給要件・自己負担限度額

支給要件

世帯内の同じ医療保険被保険者が、平成30年8月から令和元年7月末までの間に支払った医療保険・介護保険の自己負担が次の基準額(自己負担限度額)を超える場合に、その超えた額を支給します。

世帯のなかで、同じ医療保険の被保険者の自己負担額を合算します。異なる医療保険の被保険者とは合算されません。

自己負担限度額



◆70歳未満

- ㊦ 所得(注)が901万円を超える方 212万円
- ㊥ 所得(注)が600万円を超え901万円以下の方 141万円
- ㊤ 所得(注)が210万円を超え600万円以下の方 67万円
- ㊣ 所得(注)が210万円以下の方(住民税非課税世帯除く) 60万円
- ㊢ 住民税非課税世帯の方 34万円

◆70歳以上75歳未満 または 後期高齢者医療被保険者

- ① 所得(注)が901万円を超える方 212万円
- ② 所得(注)が600万円を超え901万円以下の方 141万円
- ③ 所得(注)が210万円を超え600万円以下の方 67万円
- ④ 所得(注)が210万円以下の方(住民税非課税世帯除く) 56万円
- ⑤ 住民税非課税世帯の方 31万円
- ⑥ 住民税非課税世帯の方(所得が一定以下) 19万円

※注：平成29年中(平成29年1月1日から12月31日)の基準所得額

支給対象となる方への「お知らせ」および申請手続きの「留意点」

- 自己負担額は、毎年8月1日から翌年7月31日まで(1年間)の医療保険と介護保険の自己負担額の合算が対象です。
- 高額療養費や高額介護(予防)サービス費に相当する額は、計算対象の自己負担額から除いて計算します。
- 医療保険と介護保険のどちらか一方のみ利用した場合は対象となりません。
- 支給の対象となる被保険者には「お知らせ」を送付しています。

次に該当する方には、上記のお知らせができない場合があります。

◆平成30年8月から令和元年7月末までの間に

- 市町村を超える住所変更をした方
- 他の医療保険制度から後期高齢者医療制度に移った方

※上記の支給要件を参考に、支給の対象となるかを確認し、詳しくは問い合わせてください。

※社会保険(会社の健康保険)の被保険者の方は、会社に問い合わせてください。



問合せ先 困市民窓口グループ ☎52-1111 内線219・261(国民健康保険)
内線227(後期高齢者医療)

いきいき介護障がいグループ ☎52-9871